

リモートワークの拡大に伴う監査への影響

監査環境と監査実務の変化

新型コロナウイルス感染症拡大の下で、監査環境にも大きな変化が生じています。感染防止のために企業・組織ではリモートワークが拡大・浸透し、国内での移動の自粛や海外における入国制限措置等も行われているため、被監査会社に長期間常駐しての監査、国内外の拠点への定期的な往査といった伝統的な監査のやり方が難しくなり、リモート監査を迫られる状況となってきています。

リモート監査の進展により、被監査会社に直接出向く往査の機会が大幅に減少し、従来は監査人と会社との間で対面で行ってきた重要な会計論点に関する議論などもオンライン会議に移行しています。また、従来は一般的に書面で行っていた確認（注1）について、監査人が単独又は共同で電子的確認システムを開発し使用している事例や、通常ならば現場で実施することが求められる実地棚卸の立会（注2）についても、リモート棚卸立会が実施された事例が見受けられます。

会計監査人監査のリモートワーク対応

このような状況を受けて、日本公認会計士協会は2020年12月25日に、リモートワーク環境下における決算・監査上の対応として、リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」及びリモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」を公表しました。

リモートワーク環境下においては、従来の監査実務では積極的に想定していなかったような新たな対応が監査人に求められていることから、リモートワーク対応第1号及び第2号は、監査人が電子的確認やリモート棚卸立会の実務を行う上での留意事項を示したものです。電子的確認やリモート棚卸立会は、リモートワーク環境下においても対応可能というメリットがある一方で、従来の監査手続とはリスクの内容や程度が異なるため、そのリスクを許容可能な水準まで軽減できているかどうかを評価して、必要なリスク対応や追加の監査手続を検討することが留意事項として記載されています。

リモートワーク対応第1号及び第2号は、日本公認会計士協会の会員に向けた内容ではありますが、事業会社等においても参考となると考えられる点を中心に、その概要をご紹介します。

（注1）紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続（監査基準委員会報告書505）です。

（注2）監査人には、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、実務的に不可能でない限り、棚卸資産の実在性と状態を確かめるために実地棚卸の立会を実施することが要求されています（監査基準委員会報告書501第3項）。

会計監査人監査のリモートワーク対応（続き）

【リモートワーク対応第1号 電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項】（注3）

項目	説明
電子的確認の内容	監査人の実施する確認手続において、監査人、被監査会社又は第三者が整備及び運用する電子的確認システムを使用して、電子的媒体により又は電子的経路を通じて確認依頼又は回答入手を行うこと
電子的確認を利用するメリット	<p><監査人側></p> <ul style="list-style-type: none"> 作業の迅速化、効率化 回収期間の短縮、回収率の向上 人為的ミスの削減 紙資源の削減 <p><企業側></p> <ul style="list-style-type: none"> 確認状の受取・記入・返送といった事務負担の低減 リモートワーク環境下においても対応可能
監査人のウェブサイトによる確認の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 監査人が構築・運用するウェブサイトの仕組みにおいて、固有のURLに確認回答者が確認回答データを掲載し、監査人が当該固有のURLにアクセスして確認回答データを入力する仕組み 確認回答者のなりすましや事後否認等のリスクが考えられる

【リモートワーク対応第2号 リモート棚卸立会の留意事項】（注4）

項目	説明
リモート棚卸立会の内容	被監査会社が実地棚卸を実施して、その実施状況及び実地棚卸の立会に必要な情報を監査人と被監査会社との間で送受信することにより、遠隔地から棚卸立会を実施すること
リモート棚卸立会の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 通常の立会では監査人が自らの目で直視するが、リモート棚卸立会では監査人が送受信に関する技術を利用して間接的に目視 リモート棚卸立会では、被監査会社の撮影者が実地棚卸の状況をビデオカメラやビデオカメラ内蔵のスマートフォン等で撮影し、監査人に実況を送信する 撮影する対象に撮影者の恣意性が介入したり、実況映像を撮影する段階で改竄が行われた場合、その検出が困難であることから、提供される実況映像等の情報の真正性が担保されていることについて検討を要する

電子的確認及びリモート棚卸立会の具体的な内容や特徴などについて理解することは、内部監査の参考になるほか、会計監査人監査への対応においても個々の企業の実情に基づいて具体的にどのように対応するかを議論、検討する際の参考になると考えられます。

その際には、単に代替的な手続きに置き換えるだけでなく、従来の方法と異なるリスクを識別評価して、必要な対応手続きも必ずセットで検討することを忘れてはなりません。

（注3） https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201225edh.html

（注4） https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201225edf.html

内部監査における変化

会計監査人監査に関するリモートワーク対応の内容や考え方は内部監査にも有用です。内部監査には幅広い役割が求められますが(注5)、それらに加えて、感染防止対策やリモートワーク拡大に伴って内部監査でも手続の制約が求められるなど、監査環境の変化への対応も課題になっています。国内外の移動が制約される中で、遠方の拠点における内部監査手続に現地の外部委託先を利用することや、電子的情報がさらに重要性を増す中、不正の早期発見・予防のために不可欠なデジタル・フォレンジック技術について外部のサポートを受けることなども、対策として考えられます。必要な人材・知見・技術を外部から補充することを視野にいれてリスク対応手続を検討することは、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした監査環境の変化に対応するために事実上不可欠と考えられます。

(注5) 内部監査とは、組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールに関連する経営諸活動の遂行状況を、内部監査人としての規律遵守の態度をもって評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うアシュアランス業務、および特定の経営諸活動の支援を行うアドバイザリー業務である（一般社団法人日本内部監査協会「内部監査基準」（平成26(2014)年改訂）1.0.1）。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。